



議会だより

No. 199
平成29年11月

第3回定例会

平成28年度一般会計、各特別会計、水道事業会計の決算を認定

平成29年第3回定例会は、9月6日に招集され、会期を21日までの16日間と決め開催されました。

平成29年度一般会計補正予算、条例の制定など議案12件、同意1件、諮問2件、報告4件、認定7件を審議しました。平成28年度一般会計、5特別会計、水道事業会計の決算認定、大中山小学校校舎南棟改築建築主体工事請負契約などを審議し原案どおり可決されました。

一般質問では8人の議員が質問に立ち、町政に対する理事者の考えを質したほか、民生文教常任委員会、経済産業常任委員会より付託事件の報告書、経済産業常任委員会、総務財政常任委員会より所管事務調査の報告書の提出がありました。

また、議員提出議案として国、関係機関へ要請する意見書2件を審議し、原案どおり可決されました。

審議結果

区 分	結果	番 号	議 件 名 等	継続審査・調査
条例制定	◎	議案第34号	七飯町水防センター条例の制定について	経済産業常任委員会報告
	◎	議案第38号	七飯町墓地条例の一部改正について	民生文教常任委員会報告
人 事	同意	同意第16号	教育委員会委員の任命について	
そ の 他	◎	議案第50号	七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について	
	◎	議案第51号	大中山小学校校舎南棟改築建築主体工事請負契約について	
	◎	議案第52号	大中山小学校校舎南棟改築機械設備工事請負契約について	
	◎	議案第53号	道の駅外構施設工事請負契約の一部変更について	
	◎	議案第54号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について	
	◎	議案第55号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について	
	◎	議案第56号	北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	
議 補正予算	◎	議案第57号	平成29年度七飯町一般会計補正予算(第6号)	
	◎	議案第58号	平成29年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	
	◎	議案第59号	平成29年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
	◎	議案第60号	平成29年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
	◎	議案第61号	平成29年度七飯町水道事業会計補正予算(第1号)	
	◎	議案第62号	平成29年度七飯町一般会計補正予算(第7号)	
案 所 の 他	可	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	
	可	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	
	報告済	報告第8号	平成28年度七飯町健全化判断比率について	
	報告済	報告第9号	平成28年度七飯町水道事業資金不足比率について	
	報告済	報告第10号	平成28年度七飯町下水道事業資金不足比率について	
	報告済	報告第11号	平成28年度七飯町土地造成事業資金不足比率について	
決算認定	認定	認定第1号	平成28年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について	平成28年度決算審査特別委員会へ付託・報告
	認定	認定第2号	平成28年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	認定	認定第3号	平成28年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
	認定	認定第4号	平成28年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	認定	認定第5号	平成28年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	認定	認定第6号	平成28年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	認定	認定第7号	平成28年度七飯町水道事業会計決算認定について	
意見書	◎	発議案第7号	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書	
	◎	発議案第8号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書	
そ の 他	報告済		各常任委員会報告	
	報告済		出納検査報告	
	承認		議員の派遣について	
	許可		閉会中の継続調査の申し出について	
	承認		閉会中の委員会活動の承認について	

◎=全員一致で可決 ○=賛成多数で可決 ●=賛成少数で否決 ×=賛成なしで否決

主な内容

- ◇審議して決まったこと…………… P.23
- ◇一般質問…………… P.24
- ◇議案審査の結果報告…………… P.28
- ◇経済産業常任委員会報告…………… P.30
- ◇総務財政常任委員会報告…………… P.33
- ◇平成28年度決算審査特別委員会報告…………… P.34
- ◇出席状況一覧…………… P.37

減らしつつも「ロケット」

審議して決まったこと

条例制定

◆七飯町水防センター条例

「七飯町水防センター条例の制定」については、経済産業常任委員会より、その審査結果の報告書が提出され、全員一致で原案可決した。

公布の日から施行
(報告書は29ページに掲載)

条例改正

◆七飯町墓地条例の一部改正

「七飯町墓地条例の一部改正」については、民生文教常任委員会より、その審査結果の報告書が提出され、全員一致で原案可決した。

規則で定める日から施行
(報告書は28ページに掲載)

補正予算

◆平成29年度七飯町一般会計補正予算(第6号)

財政調整基金積立金、子どものための教育・保育給付費負担金前年度精算返還金、道の駅販売時点情報管理システム導入委託料等、歳入歳出それぞれ2億4千748万3千円を増額し、歳入

歳出予算の総額を127億9千347万8千円とした。

◆平成29年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

退職医療に係る給付費の減額及び、国庫支出金等の返還金補正。歳入歳出予算の総額43億5千903万1千円に変更なし。

◆平成29年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

後期高齢者医療広域連合納付金(保険料等負担金)として歳入歳出それぞれ138万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億9千538万7千円とした。

◆平成29年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第1号)

介護保険財政調整基金積立金、国庫支出金等返還金として、歳入歳出それぞれ2千477万円を増額し、歳入歳出の総額を27億4千936万2千円とした。

◆平成29年度七飯町水道事業会計補正予算(第1号)

収益的収入を83万円追加し、総額を4億9千483万円に、収益的支出を21万円追

加し総額を4億6千781万円に、また、資本的支出を529万2千円追加し総額を3億8千457万9千円とした。

同意

◆教育委員会委員の任命について

任期満了に伴い左記の者を新たに任命する。
氏名 信夫 恵美子(満62歳)
住所 本町3丁目11番26号

諮問

◆人権擁護委員候補者の推薦について

任期満了に伴い左記の者を新たに任命する。
氏名 財津 茂實(満64歳)
住所 大沼町691番地

◆人権擁護委員候補者の推薦について

任期満了となる左記の者を再び任命する。
氏名 金子 佳子(満70歳)
住所 緑町3丁目10番1号

報告

◆平成28年度七飯町健全化判断比率について

業資金不足比率について

◆平成28年度七飯町下水道事業資金不足比率について

平成28年度七飯町土地造成事業資金不足比率について

その他

◆七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について

▽施設の名称
道の駅 なないろ・ななえ

▽施設の位置
七飯町字峠下380番地2

▽指定管理者となるべき団体の名称及び代表者
一般社団法人七飯町振興公社

▽理事長 山川 俊郎

▽指定管理を行わせる期間
平成30年1月1日から平成32年3月31日まで

◆大中小学校校舎南棟改築建築主体工事請負契約について

▽契約の方法
制限付一般競争入札

▽契約金額
5億3千460万円

▽契約の相手方
鈴木・松栄特定建設工事共同企業体

代表者
亀田郡七飯町字大沼町746番地

株式会社 鈴木事業所

◆大中小学校校舎南棟改築機械設備工事請負契約について

▽契約の方法
地域限定型一般競争入札

▽契約金額
6千372万円

▽契約の相手方
川股・石岡・久慈特定建設工事共同企業体

代表者
函館市桔梗町695番地5
株式会社 川股設備工業

◆道の駅外構施設工事請負契約の一部変更について

▽契約金額
変更前
1億3千564万8千円
変更後
1億4千869万4千400円

▽変更理由
設計変更により増額変更する。

◆北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

◆北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

◆北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

◆議員の派遣について

議員提出議案として意見書2件が提出され、全員一致で可決されました。

【意見書】
◎軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

◎義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもに貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

決算

平成28年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計決算は「平成28年度決算審査特別委員会」に審査を付託し、その審査結果の報告書が定例会最終日に提出され、全会計を全員一致で認定した。
(報告書は34ページに掲載)

議会事務局からのお願い

議長あての文書は直接議会事務局へ送付して下さい。

議長あての文書や案内状は、日程の調整をしますので直接議会事務局にお送り下さい。

- ◇送り先 七飯町本町6丁目1番1号
七飯町議会議長 あて
- ◇電話 65-5947(直通)



条例改正

◆七飯町表彰条例の一部改正

町制施行60年の記念特別表彰を行うにあたり七飯町表彰条例の一部を改正。公布の日から施行

補正予算

◆平成29年度七飯町一般会計補正予算(第5号)

周年事業費、総合行政情報システム改修委託料及び損害賠償による補正として歳入歳出それぞれ25万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を125億4千599万5千円とした。

報告

◆町議会の委任による専決処分の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

外国語指導助手が公用車を運転し町道に進入した際、被害車両に接触し、破損させたものを賠償。

◆町議会の委任による専決処分の報告について

(平成29年度一般会計補正予算(第4号))
損害賠償に係る損害賠償

その他

◆大中山小学校校舎北棟一般備品購入について

▽契約の方法
指名競争入札
▽契約金額
2千860万5千312円
▽契約の相手方
七飯町本町4丁目5番1号

株式会社 加藤栄好堂

◆大中山小学校バイオマスボイラー棟新築機械設備工事請負契約について

▽契約の方法
地域限定型一般競争入札
▽契約金額
7千776万円
▽契約の相手方
池田・東栄特定建設工事共同企業体

代表者
七飯町鳴川2丁目21番16号

池田煖房工業株式会社
七飯営業所

◆損害賠償の額を定めることについて

土木課勤務の嘱託職員がグレーダーで路面整正作業を行うため移動していたところ、後方に待機していた

金として歳入歳出それぞれ13万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を125億4千341万1千円とした。

被害車両に接触し、破損させたものを賠償。
▽損害賠償額
66万8千876円

監査報告

例月出納検査

一般会計、各特別会計、水道事業会計、歳入歳出外会計及び各基金に係る現金預金等の出納保管状況を次のとおり検査した。

平成29年5月分を
6月26日、28日、29日、30日
平成29年6月分を
7月26日、27日、28日、31日
平成29年7月分を
8月28日、29日、30日、31日

検査結果
現金、預金等の金額並びに提出された収支計算書その他の資料に記載された金額は、いずれも関係帳簿等の金額と一致し、計数上の誤りは認められなかった。

監査委員
永田 英利
横田 有一

第3回定例会の会議録は、12月上旬以降に議会事務局で閲覧することができます。

一般質問の原稿は、質問者が要約して掲載しています。

Q 空き家対策に「空き家税」の導入を考えられないか A 空き家対策計画の立案時に検討したい

平松 俊一 議員

今年度の施政方針において「適切な管理が行われていない空き家について、実態調査及び意向調査の結果を踏まえて空き家対策をまとめる」とあるが、特定空き家(空き家対策特別処置法)によって自治体が倒壊などの危険があると判断した(空き家)を増やさぬよう、また、物件の流通を促進させる為に、住民税を支払う住人がいない空き家所有者に「空き家税」を創設・適用し、この税を自動車購入時に支払うリサイクル料のように町が徴収して、将来多くの発生が予想される「特定空き家」を処置する原資にできないか伺いたい。

川の国道上流区間の治水安全度の向上を図る計画の立案を進める」とあるが、かなり以前より、この上流部の河川敷地内に民間の建築物が存在し、ここに限らず町内には公共用地に民間の物件が支障している。そこでどのような支障物件に対してどのような対処してゆくのかが、今すぐ解体撤去は難しいにしても、「売買や相続を認めない、一代限りの使用」と町の方針を決めるべきではないかと考えるが町長の考えを伺いたい。

【再質問】

「占有許可」の更新が出来るのならば、いつまでも支障物件が無くならない。この点についてはどのように考えているのか。

【経済部長】

課長の答弁は一つの対応方法であり、「占有許可」を出すかどうかも含めて今後どのように対処するかは相手方との話し合いや庁舎内での研究・検討していきたいので時間を頂きたい。しかし基本的には河川敷地に永久工作物を建てることは認められていない。

【土木課長】

湯出川上流区間の航空写真と用地図を重ね合わせると数件の物件が支障しているものと推察できるが、まずは測量による用地確定作業を行なわなければならない。現時点で、これらの物件所有者から「占有許可」は提出されていない為、これからの取り組みとしては、支障物件の持ち主との協議を行い、一旦「占有許可」を締結等した上で、その後の対応策を検討することになる。

【環境生活課長】

昨年度実施した空き家の実態調査結果では、町内に497件の空き家が確認されており、各物件所有者に対してアンケート形式の意向調査を行った。このデータを基に「空き家対策計画」を庁内でまとめる予定である。その際、検討をしたい。

◎同じく施政方針で「湯出

このほかに「乗合タクシー」「高齢者の運転免許証の自主返納」「大沼環境保全計画」「リサイクルセンターの更新」「社会的弱者の孤立しない取り組み」「医療費用の公平負担」「大中山小学校敷地内に建設される複合施設」「第5次七飯町行政改革大綱の進捗状況」について質問している。

減らすつもり!

増やそう資源!

Q 「学校規模適正化・適正配置」計画を策定しないのか

A 策定する考えはない

田村 敏 郎 議員

今日、急速な人口減少の問題は行政に様々な形で課題を投げかけているが、とりわけ少子化問題は教育条件を左右する大きな問題である。

小中一貫校についてはまだ全国的にも少ない。長所、短所を含め慎重に検討したい。

【再質問】

七飯町は年少人口が2010年の3,607人から2060年には2,793人となり、814人の減と推計している。そこで次の点について伺いたい。

教育委員会は子供の持つ可能性をいかに伸ばすかを考え、そしていたずらに地域を混乱させないためにも責任を持って「学校規模適正化・適正配置」計画を示すべきでないか。

【教育長】

①七飯町内には、小学校7校、中学校3校ある。学区ごとの児童生徒数の推計に基づき「学校規模適正化・適正配置」を七飯町はどうあるべきと考えているか、また統廃合等の実施時期はいつか。

国の「学校規模適正化・適正配置」の手引きについて様々な機会で説明するなど情報提供し、静観している状況だ。

②国は、児童生徒の教育条件をよりよくするために小中一貫教育をも打ち出しているが、七飯町として小中一貫教育の長所、短所をどうとらえているか。

統廃合等は地域の協力が不可欠である。地域が流動している状況で策定できない。

【教育次長】

学校の統廃合については、地域の意見を重視し、地域が一つの方向にまとまった段階でその考え方を尊重し進める。

新野菜広域流通施設建設替えについて

現在町では平成32年5月稼働に向け施設の建替えを進めている。施設建設は町が実施主体として進め、JA新はこのでは本事業に係る償還分を



Q 大間原発建設と泊原発の諸問題について

A 具体的な避難情報の伝達及び避難行動について策定しておりません

坂 本 繁 議員

七飯町は大間原発と泊原発の2つの原発に挟まれる状況にあるが、泊原発は北海道最初で現在に至るまで、唯一の原子力発電所であり、重要な電源になっている。

しかし過去のトラブルとして、冷却水の漏れ、火災等があり、また2回にわたり放射性物質を吸びて被ばくした事もあったと聞いています。

七飯町議会においては、平成23年7月、平成24年9月に大間原発反対、凍結を議決している。大間原発や泊原発が万が一の事故が起き、被害地域は道内地区の30km圏内と言われている。

そこで、次の点について伺いたい。

①大間原発は電力需給の問題を生じる事はないと言われているが、このような大間原発の問題点について。

・大間原発が面している津軽海峡は国際海峡であり、領海が通常の12海里の22kmではなく、3海里5.5kmしかないことから、テロ対策をはじめ安全保障の大きな問題があること。

②七飯町議会として2度の大間原発反対、凍結を議決しているが、議論を盛り上げて行くべきではないか。

・大間原発では使用済核燃料は20年分しか保管できない、その処理の方法や最終

③平成24年10月には、国において原子力災害対策指針が策定されているが、七飯町の地域防災計画中、原子

力災害についての改訂はどうなっているか。

④大間原発で事故が起きた場合の対策として、七飯町が準備をしなければならぬ事は、先ず避難所の確保、町民に対する避難の通達、避難の工程や交通事情を考

えるとき、非常に混乱する可能性がある。

過酷事故時などの避難計画策定が必要と思うが、避難情報の伝達及び避難行動について。

・現在、函館市が「大間原発の建設凍結のための訴訟」を提訴、民間団体「大間原発訴訟の会」による提訴がされ、現在、司法での係争中でありますので状況を見守りたいと考えている。

・平成24年9月に改訂されました国の防災基本計画においては、原子力発電所からおおむね5km圏内の地方公共団体においては、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定するものとする。また30km圏内にある地方公共団体は、原子力災害時の住民の避難や避難方法などを定めた広域避難計画を策定することとされましたが、七飯町はこの条件に該当いたしませんので、原子力災害についての事項については、地域防災計画を改定しておりません。

・具体的な避難情報の伝達及び避難行動については策定しておりません。原発事故を想定した避難計画が不要となるよう、函館市の「大間原発の建設凍結のための訴訟」の推移を見守りたい。

・大間原発の問題点としては、毒性が強く危険性が指摘されているフルモックスの世界初の原子炉であること。

・大間原発の北方海域や西側海域に巨大な活断層がある可能性が高いこと。

一般質問

Q 町長の4選出馬表明を聞いて

A 町民の疑問もあつたが励ましの力で表明した

中島勝也 議員

何故、今この6月に4選

出馬表明だったのか。

人それぞれの考え方と言

う意見もあると思うが、「現

職」町長として今年度がス

タートして、まだ2ヶ月半、

任期を9ヶ月以上も残り、

これから今年度の予算執行

に全力を挙げ、町民福祉の

向上、町政発展活性化のた

めに努めなければならぬ

時に、4選出馬表明は如何

なものか「現職」の町長と

しての行動に疑問を感じる

所である。町長は町民から

背中を押されたと言言され

ているが、逆に行政運営を

9ヶ月以上を残し、自ら計

画、立案した一般会計予算

12億円の執行に専念すべき

であり、今年度の予算執行

をしっかりと実施する事が、

町民の負託に応える事であ

り、今後の町政運営に直結

するものと思うが、何故、

今この6月に4選出馬表明

だったのか、時期尚早と思

うが伺います。

町長

6月定例会で一般質問が

あり、この質問が契機にな

り、意思を固めたのであり

表明については時期尚早で

なく、早い表明については

人それぞれの考え方の中で

私は政治家、中宮安一とし

て、前回、前々回より3ヶ

月早い表明を決断した所

ある。

町民の疑問もあつたかと

思うが、逆に頑張つて下さ

いと言う声も多くあり、残

された今年度の予算執行を

今迄以上にしっかりと町民

の負託に応えて行く所存で

ある。

平成29年第4回定例会は12月12日から開催を予定しています。



議会を傍聴しませんか。

役場1階ギャラリーでライブ中継しています。

議会では開かれた議会活動を目指して、多くの方々の傍聴を望んでいます。

減らそうとロクロー!

Q 新幹線車両所の観光地化について

A 政府に対して町と議会と一緒に要望を上げて

いきたい

中川友規 議員

北海道新幹線が開業し、

約一年半が過ぎようとして

いる。七飯町においてはJ

R関連の企業進出や、観光

客の増加など人の動き、経

済的な動きが出ていくとこ

ろだと感じている。全国で

5か所ある新幹線総合車両

所では、車両基地祭りなど

を開催している。町長から

は七飯町にある新幹線車両

所でも車両基地祭りが開催

されるようにJRに対して

要望、連携をしていくと聞

いている。そんな中、先日

の北海道新聞に「新幹線車

両所を観光地化七飯など5

か所が順次」という記事が

掲載されている。ほかの報

道関係では4月に「自民党

新幹線車両所の活用による

観光・産業振興プロジェクト

チーム(自民党PT)」

が設置されている。これは

七飯町にとつては、まさに

「好機逸すべからず」で何

としてもものにするべきで

ある。車両基地祭りは各地

域で開催しているが、それ

とは別に新幹線のショール

ームとして日本の技術を

世界にPRできる場や、新

幹線車両所がある地域の観

光地化を目指して進めてい

くようだ。現状すぐは、東

京オリンピックを見据えて、

まずは石川県白山市の北陸

新幹線白山車両所から進め

ていくとなつていて自民党

PTがこれから政府の方に

予算措置を取っていくよう

であるがその動きをしっか

りと見ながら、順次整備計

画していくという話なので

七飯町としてもできること

なら2番手を目指して、

しっかりと予算関係なりこの

自民党PTと、意見交換

情報収集関係をしっかりと

やっていたらいい。もう

すでに国が今年度から白山

車両所には調査に入り、地

元自治体には車両所を活用

した振興ビジョンの策定を

求める報道されている。

これは白山の方で進んでい

ることですが、白山の整備

が終わって七飯町が声をか

けられてからやるのではな

く、今進んでいる状態で七

飯町としても、振興ビジョ

ンを今から考えていくべき

で、是非政府との連携をし

っかりとやっていたらいい

たい。日本全国で5か所し

かないので七飯町のものに

していただきたい。

町長

従来から私は総合車両基

地を核にしたまちづくりも

して行かなければならない

と話をしていた。新聞報道

は大変後押しされたと思

う。白山の関係も議員が

言った通りである。白山の

ことをよく勉強し、七飯町

として政府に言われた時は、

即行動できるようにするこ

とが大事なことだと思う。

観光地化することは政府

の予算が絡むと思う。与党

自民党PTが政府に対して、

提言しているということは

Q 学校の耐震化はいつまでに完了させるのか

A 残された大沼小、軍川小の体育館の耐震化については合併問題もあり現在の段階では保留とさせていたきたい

上野 武彦 議員

Q 第4期七飯町総合保健福祉計画について

A 広く多くの方々の意見を十分反映させ、親しまれる計画書にしたい

川上 弘一 議員

東日本大震災を受け国は地震防災対策特別措置法を改正し、国庫補助金を平成27年度まで延長したが、これを受け文部科学省は全学校の耐震化をこの平成27年度まで完了させる方針を示してきた。平成23年6月の一般質問で、私は学校の耐震化について質問している

⑤文部科学省の示した期限を過ぎたことから国からの補助金は活用できなくなったのではないかと。⑥残る学校の耐震化工事の見積もりはしているのか。⑦何時迄に工事を完了させる考えか。

【学校教育課長】

①平成22、23年度藤城小学校校舎と屋内体育館の改築

が、この時点で大沼小など残っていた4校の耐震化工事を可能な限り実施し、各学校に貯水槽や自家発電装置などを整備する防災機能強化にも取り組む方向を示したが、平成29年4月1日の段階で、渡島11町中耐震化率100%を達成したのは7町で、七飯町を含む4町が100%を達成していない。そこで次の点について伺いたい。

②平成23年6月の定例議会では、国が進める例として各学校の耐震化のみならず、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置などの整備を進め防災機能の強化を図るとしているが、大中小小学校の改築に際して、外部に発電機を設置し、非常用電源として職員室と体育館家庭科室に電源を供給できるようにしております。学校の防災機能の強化については今後防災担当課との協議により取り組みたいと考えております。

③大中小小学校校舎北棟の完成と旧校舎の解体により耐震化率は91.7%となります。④耐震化の終わっていないのは、大沼小学校の屋内体育館と軍川小学校の屋内体育館です。⑤文部科学省は、平成28年度から平成32年度まで地震防災緊急事業5ヶ年計画として延長しております。⑥見積もりはしております。⑦現在のところ時期は未定です。

【再質問】

町内の小、中学校の防災機能の整備に関しては、将来どのように考えているのか伺いたい。

【教育長】

教育委員会としては学校を提供していく立場であるので、防災担当と協議しながら学校として備えるべき機能を検討していきたい。

今年度は、6年に一度行われる七飯町総合保健福祉計画の見直しの時期となっているが、この計画は地域福祉・高齢者保健福祉・介護保険事業並びに、障がい者福祉の各計画が包含され、保健福祉に関する全ての政策課題を達成するための具体的な目標を設定するものである。

【福祉課長】

①今回のアンケート調査票は、一般の町民2千人、要介護・要支援認定者850人、障がい者手帳を持っている方1千600人、合計4千450人と、福祉事業者と福祉関係の仕事従事者に配布している。②今回の計画書策定に当たった特徴は、地域包括システムの進捗状況が数値とグラフ化されることにより、全国と七飯町との比較が容易にできるようになった。

また、第4期計画書の町民の方々への周知方法は、町のホームページ等によるパブリックコメントを行った後、町の公式ホームページ・役場本庁舎・出張所で配布するとともに、福祉事業者・町内会・老人クラブ等に配布して、広く町民への周知に努める。

【福祉課長】

統計学上では、1千人からの回収があれば十分に町民の方の意見を広く計画書の策定に当たって反映していくことが出来ると考えている。福祉ボランティア活動を行っている方々の中には、中高生の方もいるので、概要版については福祉の専門用語を極力抑え、中高生でも親しみやすい計画書の作成に心掛けていきたい。

【再質問】

今回は、一般町民2千人にアンケート調査を行ったと答弁されたが、回収率が50%だとすると1千人から

①その後の七飯町の学校の耐震化はどのように進められたのか。②各学校の防災機能の整備状況はどうか。③現在の学校の耐震化率は何パーセントになっているのか。④耐震化の終わっていない学校はどこか。

Q JR北海道が大沼公園駅舎にトイレを整備していない事について
A 駅員の方のトイレは自前できちんとして整備していただく
形で協議してまいります

木下 敏 議員

【商工観光課長】

平成12年4月に大沼国際交流プラザがオープンし、平成12年12月に大沼公園駅前通り(マイウェイ・アワード)が完成してから、JR大沼公園駅前ロータリーにある町有の公衆便所を鉄道利用旅客は利用しており、公共交通事業者の旅客施設には便所がない状況にあります。

【再質問】

駅舎は、駅員もいて事務所としての扱いになるので厚生労働省の労働安全衛生法に基づいて事務所衛生基準規則の第十七条に便所とすることで、事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならないとあるので、法令に違反している可能性も踏まえて対応すべきでないか。

【町長】

法令違反している可能性も踏まえて、今後については法令順守をして行くための対応をまいります。

①JR大沼公園駅の便所の現状と経過について。
②JR大沼公園駅前ロータリーの町有公衆便所の設置から現在までの経過について。
③現状を踏まえて今後の対応について。

①駅利用者、駅員が利用していた駅舎横の駅の便所は平成12年の駅前広場整備に伴い整備された公衆便所が完成した翌年に解体されて、駅舎には便所がない状況です。
②平成12年12月に完成した大沼公園駅前通り(マイウェイ・アワード)事業に併せて北海道が整備をして、駅前広場とともに町が管理する事として平成12年12月に北海道と協定書を交わしております。
公衆便所の年間の維持費は、概ね電気料が270,000円前後で上下水道料が270,000円弱です。公衆便所の清掃と駅前広場の管理(除雪・草刈等)を含めて年間約1,800,000円で管理委託されています。
③町として観光振興の目的からも適正に管理し、駅舎に便所がない状況については過去の経緯もあるが、JRと協議してまいります。

その他、「遊休農地、耕作放棄地対策と荒廃農地の解消について」を質問しております。

議案審査の結果報告

平成29年6月20日第2回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について、審査した結果を下記のとおり報告する。

民生文教

1. 事件名

議案第38号 七飯町墓地条例の一部改正について

2. 審査の経過

平成29年6月29日、7月13日、8月1日、16日、28日の5日間、委員会を開催し、民生部長、環境生活課長の出席を求めて審査及び現地調査を行った。

3. 決定及び理由

◇ 決 定 原案可決
◇ 理 由

当委員会に付託された七飯町墓地条例(以下「条例」という。)の一部改正は、桜町共同墓地内に合同納骨塚を設置することにより、合同納骨塚の管理及び運営を本条例に追加するため一部を改正しようとするものである。

改正の内容は、第2条の2(合同納骨塚)の条文を追加し、桜町共同墓地内に新たに設置する合同納骨塚

の名称と位置を規定する。第3条(使用の許可)、第5条(使用者の資格)及び第6条(使用料の不還付)第1項は、墓地と合同納骨塚を区別して規定することから、新たに合同納骨塚の字句を加えるとしている。

第4条(使用料)は、全文を改正し、第1項に改正前同様の墓地使用料を定め、第2項に合同納骨塚を使用しようとする者は、焼骨1体につき15,000円を納付することを定めている。

第6条(使用料の不還付)第2項で定める還付を行う使用料は、墓地使用料のみであることから、「使用料」を「墓地使用料」に改めるとしている。

附則には、施行期日を規則で定める日からしている。

条例第4条で定める使用料の積算については、建設費、納骨時人件費、管理費

(50年)、維持補修費を収容数(1,500体)で除し、1体当たり15,016円と積算したが、途中で火葬場駐車場からの通路のインターロッキング舗装の追加や階段手すりの追加、納骨口の両側にあるマンホール蓋の完全防水型への仕様変更により設計変更を行い、1体当たり15,880円となっている。

町の行政改革における使用料の見直し基準により、納骨については、墓地にある墓への埋蔵、お寺の納骨堂に預けるなど選択肢があり、特定の人に対するサービスマン間と競合するサービスマンであり全面的に受益者負担とすべきものに該当し、受益者負担率が100%であることから、1体当たり15,000円の設定であった。

他市町の状況は、渡島管内では北斗市は12,000円(なお、納骨壇は1年間当たり15,000円で使用期間は最長10年)、知内町、森町は5,000円となっており、道内では北広島市が27,000円(15歳以上の場合。15歳未満は23,000円)、網走市が20,000円、恵庭市が15,000円となっている。

減らすべく努力!

7飯町 議会だより 28

増やそう資源!

経済産業

1. 事件名

議案第34号 七飯町水防センター条例の制定について

2. 審査の経過

平成29年6月26日、7月19日、8月7日、31日の4日間、委員会を開催し、経済部長、土木課長の出席を求めて審査及び現地調査を行った。

3. 決定及び理由

以上のことを留意のうえ、条例の一部改正の内容を審査したところ、合同納骨塚の適正かつ効率的な管理運営をするために条例の一部改正をしようとするものであり、採決の結果、出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

◇ 決定 原案可決
◇ 理由 由

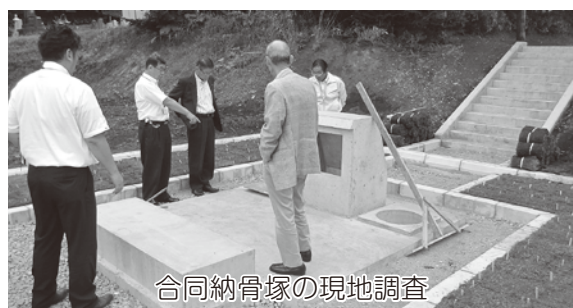
当委員会に付託された七飯町水防センター条例（以下「条例」という。）は、水害その他の災害に備え設置した七飯町水防センター（以下「水防センター」という。）について、施設運営の趣旨、施設内容等を定め、効率的な運営を図るため本条例を制定しようとするものである。

第1条には、設置や管理等必要な事項を本条例で定めるとしている。
第2条には、名称及び位置を定めている。
第3条には、事業を定め、水防センターで行う事業を7項目としている。
第4条には、水防セン

ター内の使用できる施設を3カ所としている。
第5条には、使用者の範囲を定め、防災活動及び河川環境の保全活動を行っている団体のほか、七飯町内の町内会や地域的な活動を行っている団体が使用できるとしている。
第6条には、使用の許可等を定め、使用または使用内容の変更には、あらかじめ町長の許可が必要としている。また、管理上必要があるときは、条件を付すことができるとしている。
第7条には、使用の不許可を定め、公共の秩序を乱す等のおそれがある場合、施設等を損傷するおそれがある場合、及び営利を目的として利用する場合などとしている。
第8条には、利用許可の取り消し等を定め、第6条において許可を受けた利用者の許可の取り消し、制限、中止を命ずることができるとしている。
第9条には、入館の制限等を定め、管理運営上支障があると認められる者の入館の禁止、又は退館を命ずることができるとしている。
第10条には、行為の禁止を定め、水防センターの管理上支障がある行為をしてはならないとしている。
第11条には、立ち入り等を定め、管理上必要がある場合は、使用の許可を与えた施設に立ち入り、関係者に質問や指示ができるとしている。
第12条には、原状回復の義務を定め、施設の使用を終了、又は許可の取り消し、若しくは使用の中止を命じられたときは、使用施設を原状回復しなければならないとしている。
第13条には、損害賠償を定め、故意または過失により施設等を損傷、滅失したときは、その損害を賠償しなければならないとし、やむを得ない特別な事情があると町長が認めるときは、賠償額を減額又は免除することができるとしている。
第14条には、委任を定め、施行に必要事項を規則で定めるとしている。
附則には、施行期日を公布の日からとしている。
施行規則に規定するものは、各様式の他、休館日は11月1日から翌年の3月31日までとし、特に必要があると認められる場合は、休館日の変更、又は臨時の休館日を定めることができるとしている。
開館時間については、午前9時から午後4時までとし、特に必要が認められる場合は、変更することができるとしている。

委員からは使用料の設定と使用期間についての質疑があり、使用料については、国の補助事業（河川防災ス

ター内の使用できる施設を3カ所としている。
第5条には、使用者の範囲を定め、防災活動及び河川環境の保全活動を行っている団体のほか、七飯町内の町内会や地域的な活動を行っている団体が使用できるとしている。
第6条には、使用の許可等を定め、使用または使用内容の変更には、あらかじめ町長の許可が必要としている。また、管理上必要があるときは、条件を付すことができるとしている。
第7条には、使用の不許可を定め、公共の秩序を乱す等のおそれがある場合、施設等を損傷するおそれがある場合、及び営利を目的として利用する場合などとしている。
第8条には、利用許可の取り消し等を定め、第6条において許可を受けた利用者の許可の取り消し、制限、中止を命ずることができるとしている。
第9条には、入館の制限等を定め、管理運営上支障があると認められる者の入館の禁止、又は退館を命ずることができるとしている。
第10条には、行為の禁止を定め、水防センターの管理上支障がある行為をしてはならないとしている。
第11条には、立ち入り等を定め、管理上必要がある場合は、使用の許可を与えた施設に立ち入り、関係者に質問や指示ができるとしている。
第12条には、原状回復の義務を定め、施設の使用を終了、又は許可の取り消し、若しくは使用の中止を命じられたときは、使用施設を原状回復しなければならないとしている。
第13条には、損害賠償を定め、故意または過失により施設等を損傷、滅失したときは、その損害を賠償しなければならないとし、やむを得ない特別な事情があると町長が認めるときは、賠償額を減額又は免除することができるとしている。
第14条には、委任を定め、施行に必要事項を規則で定めるとしている。
附則には、施行期日を公布の日からとしている。
施行規則に規定するものは、各様式の他、休館日は11月1日から翌年の3月31日までとし、特に必要があると認められる場合は、休館日の変更、又は臨時の休館日を定めることができるとしている。
開館時間については、午前9時から午後4時までとし、特に必要が認められる場合は、変更することができるとしている。



合同納骨塚の現地調査



七飯町水防センターの現地調査

委員からは使用料の設定と使用期間についての質疑があり、使用料については、国の補助事業（河川防災ス

ター内の使用できる施設を3カ所としている。
第5条には、使用者の範囲を定め、防災活動及び河川環境の保全活動を行っている団体のほか、七飯町内の町内会や地域的な活動を行っている団体が使用できるとしている。
第6条には、使用の許可等を定め、使用または使用内容の変更には、あらかじめ町長の許可が必要としている。また、管理上必要があるときは、条件を付すことができるとしている。
第7条には、使用の不許可を定め、公共の秩序を乱す等のおそれがある場合、施設等を損傷するおそれがある場合、及び営利を目的として利用する場合などとしている。
第8条には、利用許可の取り消し等を定め、第6条において許可を受けた利用者の許可の取り消し、制限、中止を命ずることができるとしている。
第9条には、入館の制限等を定め、管理運営上支障があると認められる者の入館の禁止、又は退館を命ずることができるとしている。
第10条には、行為の禁止を定め、水防センターの管理上支障がある行為をしてはならないとしている。
第11条には、立ち入り等を定め、管理上必要がある場合は、使用の許可を与えた施設に立ち入り、関係者に質問や指示ができるとしている。
第12条には、原状回復の義務を定め、施設の使用を終了、又は許可の取り消し、若しくは使用の中止を命じられたときは、使用施設を原状回復しなければならないとしている。
第13条には、損害賠償を定め、故意または過失により施設等を損傷、滅失したときは、その損害を賠償しなければならないとし、やむを得ない特別な事情があると町長が認めるときは、賠償額を減額又は免除することができるとしている。
第14条には、委任を定め、施行に必要事項を規則で定めるとしている。
附則には、施行期日を公布の日からとしている。
施行規則に規定するものは、各様式の他、休館日は11月1日から翌年の3月31日までとし、特に必要があると認められる場合は、休館日の変更、又は臨時の休館日を定めることができるとしている。
開館時間については、午前9時から午後4時までとし、特に必要が認められる場合は、変更することができるとしている。

委員からは使用料の設定と使用期間についての質疑があり、使用料については、国の補助事業（河川防災ス

施行規則の一部改正により規定するものは、条例同様に墓地と合同納骨塚を区別して規定することから、新たに合同納骨塚の字句を加え、墓地及び合同納骨塚の使用許可申請、使用許可証等の各様式を規定するとしている。

また、条例第3条第2項に定める合同納骨塚の使用の条件として、
①使用許可を受けた焼骨に限り埋蔵することができ
②埋蔵された焼骨は、返還しないものとする
とし、条例第5条「使用者の資格」ただし書に規定する相当の理由とは、
①焼骨を所持している者であつて、七飯町に本籍を有する者
②七飯町に住所又は本籍を有していた者の焼骨を埋蔵しようとする者
③七飯町が管理する墓地に埋蔵されている焼骨を改葬しようとする者
とすることとしている。

委員会から納骨する方を管理する方法についての質疑があり、使用者及び埋蔵されている方の情報については、環境生活課が紙の台帳とパソコンデータの両方で管理し、使用者及び埋蔵

常任委員会活動報告

〔所管事務調査〕

経済産業

◆大中山小学校校舎北棟改築について

◆道の駅について

（テーション設置事業）を受けていることから、使用料の徴取をしない計画となっており、11月から3月までは満水期であることと来館者が少なくなる見込みにより、基本的に閉館とする考えであるとの回答であった。また、管理体制についての質疑に対し、シルバー人材センター等に管理を委託し、休館等の場合は職員が対応するとの回答であった。

1. 調査の目的
大中山小学校改築事業の2期目の工事として老朽化した大中山小学校校舎北棟を現在建設中であることから、建築の進捗状況等の実態調査を行った。

参考とした他市町の状況については、土別市、丹波市、猪苗代町、羽島市、豊岡市の水防センターや防災センター等の設置条例をそれぞれ参考にしている。

道の駅については、平成30年3月の開業に向け現在の道の駅を建築中であることから、建築の進捗状況及び開業に向けての施設運営準備についての実態調査を行った。

2. 調査の方法

以上のことを留意のうえ、条例の内容を審査したところ、水防センターの適正かつ効率的な運営を図るため本条例の制定をしようとするものであり、採決の結果、出席委員の全員一致で原案どおり可決すべきものと決定した。

大中山小学校校舎北棟改築については、契約関係書類一式、作業工程表（経過実績含む）、平面図、藤城小学校との建設コスト比較表の資料の提出を求め、経済部長、都市住宅課長、都市住宅課参事への聴取調査及び現地調査を行った。

道の駅については、契約関係書類一式、作業工程表（経過実績含む）、平面図、指定管理者選考関係一式、道

の駅事業費算出表の提出を求め、経済部長、都市住宅課長、商工観光課長、都市住宅課参事、商工観光課参事への聴取調査及び現地調査を行った。

3. 大中山小学校校舎北棟改築について

(1) 改築の概要について
大中山小学校の旧校舎棟は、建物の老朽化が進んでいることから、平成21年度に耐震診断を行ったところ、増築部分を除き大地震（震度6〜7程度）が発生した場合に建物の倒壊の危険性があると判定された。このことから、児童の安全確保及び教育環境改善のため、校舎北棟と校舎南棟に分けて全面改築を実施するものである。

(2) 建物概要
建物用途…校舎
構造…鉄筋コンクリート造 地上3階建
延床面積…4,768.01㎡

(3) 工事契約関係の状況
工事契約に関する入札経過の状況は（表1）のとおりとなっている。

道

<表1> 契約関係状況一覧

工 事 名	建築主体工事	電気設備工事 その1	電気設備工事 その2	機械設備工事 その1	機械設備工事 その2	工事監理 委託業務
入 札 方 法	制限付 一般競争入札	地域限定型 一般競争入札	地域限定型 一般競争入札	地域限定型 一般競争入札	地域限定型 一般競争入札	指名競争入札
入 札 日	平成28年7月8日	平成28年7月8日	平成28年7月8日	平成28年7月8日	平成28年7月8日	平成28年7月8日
入札参加業者	1社	2社	2社	3社	2社	10社
契 約 日	平成28年7月22日	平成28年7月22日	平成28年7月22日	平成28年7月22日	平成28年7月22日	平成28年7月15日
施 工 業 者	西松・鈴木・東商 特定建設工事共同 企業体	大鎌・岩井・中特 定建設工事共同企 業体	樺電・松田・三木・ 特定建設工事共同 企業体	池田・石岡・東栄 特定建設工事共同 企業体	青函・川股・久慈 特定建設工事共同 企業体	株式会社 二本柳 慶一建築研究所
予 定 価 格	1,108,296,000円	68,839,200円	69,400,800円	99,824,400円	90,028,800円	18,284,400円
契 約 金 額	1,078,920,000円	64,692,000円	65,502,000円	92,988,000円	81,108,000円	17,258,400円
落 札 比 率	97.3%	94.0%	94.4%	93.2%	90.1%	94.4%
工 期	平成28年7月25日	平成28年7月25日	平成28年7月25日	平成28年7月25日	平成28年7月25日	平成28年7月19日
	平成29年9月15日	平成29年9月15日	平成29年9月15日	平成29年9月15日	平成29年9月15日	平成29年9月15日
備 考	契約変更	電灯設備・太陽光 発電設備	受変電設備・拡声 設備・音響設備等 変更契約	暖房設備・屋内給 排水設備・給湯設 備・衛生設備等	床暖房設備・温水 配管設備・換気設 備等	
	平成29年5月25日 (6,696,000円増額)		平成29年5月25日 (367,200円増額)			

減らそうらひ

<表4> 指定管理者選考のスケジュール

1	指定管理者の公募	平成29年6月21日(水)～7月6日(木)
2	指定管理公募説明会	平成29年7月7日(金)
3	指定管理公募申込及び質疑受付	平成29年7月7日(金)～7月21日(金)
4	指定管理申請書受付	平成29年8月16日(水)まで
5	指定管理審査・ヒアリング	平成29年8月17日(木)～8月23日(水)
6	指定管理者選定結果の通知	平成29年8月29日(火)(予定)
7	指定管理者議会承認	平成29年9月(第3回定例会)
8	指定管理者開業準備	平成29年9月(第3回定例会)以降
9	指定管理開始	平成30年1月
10	開業	平成30年3月

指定管理者公募要項には、対象施設の概要をはじめ指定管理に関する基本的な項目を示したほかに、指定管理に係る仕様、管理運営に係る経費等を示して公募を行っている。

8月16日の調査時点では、2団体からの応募があり、

審査・ヒアリング後に決定を行い、第3回定例会において議決提案を行っていく予定となっている。

(5)道の駅事業費の算出について

現時点における道の駅事業の項目別事業費は(表5)のとおりである。

<表5> 項目別事業費算出表

種別	H28.3.10 現在事業費(円)	H29.8.16 現在事業費(円)	差し引き
委託料	63,407,600	80,794,800	17,387,200
工事請負費	911,700,000	857,803,400	△ 53,896,600
道の駅 新築工事	400,000,000	460,479,000	60,479,000
建物以外	511,700,000	397,324,400	△ 114,375,600
公有財産購入費	119,413,026	88,589,031	△ 30,823,995
借地料	0	3,838,483	3,838,483
備品	70,200,000	70,200,000	0
補償費	40,000,000	8,859,120	△ 31,140,880
合計	1,204,720,626	1,110,084,834	△ 94,635,792

また、事業費に対する財源の内訳は(表6)のとおりである。

総事業費約1,110,000千円のうち、地方創生交付金6,429千円、社会資本整備総合交付金204,320千円、道の駅整備事業債のうち交付税算入が見込まれる財源対策債116,600千円の1/2の額の58,300千円を合わせ、特定財源等として見込まれた約269,000千円が町の持ち出し財源は841,000千円となっている。

5.まじの
大中山小学校校舎北棟の

減らそうぶロケ!

改築については、工事の進捗に遅滞や問題点も見受けられなく、明るく安全面にも配慮され、木のぬくもりがある校舎となっている。夏休み期間中に引越し作業が終了し、新学期から新しい校舎で授業が行われる。今後校舎南棟の建築や旧校舎の一部解体に取り掛かり工事車両等が入りやすくなることから、安全面には十分に配慮していただき校舎南棟も同様の建築となることを望み、大中山小学校校舎北棟の調査を終了する。

道の駅については、現地調査の時点においては、駐車場下層路盤の整備が終了し、雨水排水設備が進められていく状況であり、建築主体工事についても基礎の型枠取付が行われている状況であった。

また、平成30年3月の開業に向け施設整備と並行して指定管理者の選定を行い運営の準備を進める予定となっており、施設の建築状況確認及び指定管理者による運営計画との連携が必要なことから、道の駅の所管事務調査を継続することとした。

<表6> 財源内訳

項目別	合計
地方創生交付金	6,429,000
社会資本整備総合交付金	204,320,000
道の駅整備事業債	603,700,000
・公共事業債	145,600,000
・財源対策債(交付税算入率 50%)	116,600,000
・一般単独事業債	341,500,000
一般財源	295,635,834
内、基金繰入額	165,466,000
(土地開発基金)	29,466,000
(新幹線事業推進基金)	136,000,000
合計	1,110,084,834

◆職員の交通事故防止等について

1. 調査の目的

近年、職員の交通事故や交通違反が増加している傾向が見られることから、現状を把握し、今後の交通事故防止対策を検討するため調査を行った。

2. 調査の方法

職員の交通事故・交通違反・懲戒処分状況に関する資料の提出を求めたほか、今後の指導及び交通事故防止対策について総務部長、総務財政課長への聴取を行った。

3. 職員の交通事故・交通違反・懲戒処分の状況について

交通事故及び交通違反の状況(過去5年)は表1)参照

交通事故及び交通違反に対する懲戒処分の状況(過去5年)は(表2)参照

4. 交通事故防止対策について

(1)交通事故防止及び交通違反に対する指導について
交通事故防止及び交通違反に対する指導については、職員が交通事故及び交通違反を起こした場合、「交通事故(違反)報告書」によ

増やそう資源!

【表1】 交通事故及び交通違反の状況(過去5年)

交通事故				交通違反				計
年度	公務中	公務外	小計(A)	年度	公務中	公務外	小計(B)	A+B
24	0	3	3	24	0	3	3	6
25	0	4	4	25	4	5	9	13
26	0	5	5	26	0	5	5	10
27	2	3	5	27	0	14	14	19
28	3	6	9	28	0	1	1	10
小計	5	21	26	小計	4	28	32	58

【表2】 交通事故及び交通違反に対する懲戒処分の状況(過去5年)

交通事故				交通違反				計
年度	公務中	公務外	小計(A)	年度	公務中	公務外	小計(B)	A+B
24	0	0	0	24	0	0	0	0
25	0	0	0	25	0	0	0	0
26	0	1	1	26	0	1	1	2
27	1	0	1	27	0	2	2	3
28	0	1	1	28	0	0	0	1
小計	1	2	3	小計	0	3	3	6

※懲戒処分の内容(処分は町長から当該職員へ直接行う)
事故：口頭注意(2件)、嚴重注意(1件)
違反：減給(1/10・3カ月)(1/10・1月)、戒告

対策について

新採用職員については町独自の研修会において、職員の懲戒の手続及び効果に関する事項を設け、公務及び公務外における懲戒処分の基準を周知している。

職員全体については、職員タイムカード保管場所及び総務部総務財政課で一括管理している公用車の鍵保管庫前に、北海道安全運転管理者協会発行の平成29年推進目標の印刷物を掲示及び机の上に表示し、交通事故及び交通違反の防止に努めている。

また、春と秋の全国交通安全週間においては、管理職員が役場下の国道5号交差点、七飯駅へ下がる国道5号交差点、大川新道との国道5号交差点の3か所において、午前7時25分から午前8時5分を目途に立哨し、交通安全について職員も含む通勤の方々及び通学の児童生徒への周知活動として毎年7月1日から10月31日までの期間を対象とした「チャレンジセーフティラリー北海道」への参加、町のホームページ上に民生部住民課交通安全担当との連携による交通安全に関する情報を掲載し、住民及び職員へ啓蒙活動を行っ

ている。

さらには、各部課における公用車使用による外勤時「には、上司からの「ひと声かけ運動」を部課長会議において指導、定期開催ではないが平成27年12月には函館中央警察署交通第一課職員を講師に招き、交通事故実例、飲酒運転根絶条例、冬型事故を主な内容とした研修会を全職員を対象に2日間開催している。

なお、道路交通法により安全運転管理者等の選任基準と資格要件が規定されており、現在、総務部総務財政課長、経済部土木課長、教育委員会学校教育課長が安全運転管理者、総務部総務財政課総務係長が副安全運転管理者に任命されており、年1回の研修を受講し、北海道安全運転管理者協会発行のその年の推進目標などを活用している。

その他、町の対応ではないが、運転免許証更新時による公安委員会による安全講習や免許の種類によって適性検査の実施なども、安全運転への対応と考えている。

(4)運転に対する適性調査について

中型バス及び特殊車両の運転などを主な業務とする

り総務部総務財政課総務係へ報告することになっている。発生事案により、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき職員の懲戒処分に基づき職員の懲戒処分については、七飯町職員懲戒審査委員会を開催し、七飯町職員の懲戒処分の基準及び審査に関する規程に基づき処分及び指導を実施している。

場合は、七飯町職員に対する懲戒処分等の公表基準に関する要綱に基づき、報道機関に対し七飯町職員に対する懲戒処分等の公表により資料提供をしている。また、七飯町職員の懲戒処分の基準及び審査に関する規程における非遵行為に該当しない事案については、総務部長より口頭により厳重注意を行っている。

の内容について
職員に対する周知・報告については、職員に交通事故及び交通違反があった場合に、部課長会議での報告後、町の情報システムによる職員への情報提供として閲覧できるイントラを活用し掲示板に掲載し、交通事故及び交通違反を発生させないよう注意喚起も含め、周知・報告に努めている。

(2)職員に対する周知・報告

(3)無事故に対する具体的な

嘱託職員、臨時職員新採用時においては運転免許証の写しの他に、運転記録証明書等の提出を義務付け、採用においての参考資料とし、事故のリスクが高いと思われる者の雇用の回避の一つとしている。

5. #10
 今後は、毎年職員が参加している「チャレンジャーフレイヤー北海道」の結果として本人へ交付されるSDカードと運転記録証明書のうち、運転記録証明書の任意提出を検討している。

職員が公務中または公務外で自動車等を運転する機会が多くなっている中、交通事故や交通違反が増加している傾向が見られる。

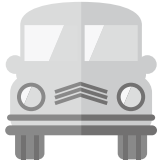
交通事故は、運転者の交通法規違反又は不注意に起因するものが多く、一旦交通事故が発生すると、単に被害者及び加害者だけでなく、周囲の関係者にも精神的、経済的損失を与え、ひいては町政執行の上にも重大な影響を与えることになる。

平成27年度に函館中央警察署職員を講師に招き実施した講演・研修会を継続開催し、北海道安全運転管理者協会の推進目標である

「ストップ・ザ・交通事故」の3重点事項を留意するとともに、交通事故等の防止に対する自覚を喚起して頂きたい。

また、運輸業界で交通事故減少に効果があった対策のひとつとして「ドライブレコーダー」の設置がある。録画されていることで危険走行の抑止効果に役立っている実績があることから、町においても職員の安全運転の意識向上や交通事故等が発生した場合の公正な対応の物的証拠となる「ドライブレコーダー」を全公用車に設置することを検討して頂きたい。

職場内においては、職員の交通事故及び交通違反があった場合には、全職員へ周知・徹底に努め、運転を主な業務とする職員や新規採用の職員には、自動車安全運転センターで発行している「運転記録証明書」を任意提出して頂くこととし、今後の注意喚起の促進、安全運転に対する意識向上を強く望むものである。



特別委員会報告

平成28年度決算審査

特別委員会報告書

委員長 佐野 史人

審査の経過

9月8日、11日、12日、13日、14日、15日、20日の7日間委員会を開催した。

審査にあたっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等をもとに、町長及び担当部長、次長、課長、局長、参事の出席を求めて審査を行った。

審査の総括

平成28年度の一般会計、特別会計、水道事業会計の決算審査にあたり、詳細かつ慎重に審査を行った結果、全員一致で認定すべきものと決定した。

なお、委員会から次のとおり総括意見を付すものである。

円の黒字である。

なお、本年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は19,912,353円の赤字であり、これに財政調整基金への積立金130,000,000円を加え、基金取り崩し額230,000,000円を差し引いた実質単年度収支額は119,912,353円の赤字である。

町の財政において34.4%を占める町税等の自主財源は、前年度に比べ6.8ポイント上回っており、これは町税及び繰入金などの増加によるものである。

町は、収納対策として、納税相談に応じない、納税に誠意が見られないなどの悪質滞納者に対する財産・給与・預貯金等の差押えなどを行い、町税全体の収納率は97.2%であり、前年度と比較して0.7ポイント上昇している。

収入未済額は、一般会計と特別会計合わせて213,501,327円であり、前年度より40,478,862円減少している。

歳出においては、一般会計と特別会計合わせて予算現額22,271,127,000円に対して支出済額

20,572,292,990円で、さらに翌年度繰越額1,267,581,000円を除いた431,253,010円が不用額となっている。

この不用額のうち一般会計では予算現額13,990,633,000円に対して支出済額12,494,803,296円で、さらに翌年度繰越額である1,266,536,000円を除いた229,293,704円が不用額となっている。

決算時不用額では、扶助費、光熱水費、除雪委託料各種予防接種委託料等のように年度末まで減額が見込めない経費もあるが、工事請負費やその他契約業務における入札執行残などにおいては、確実に減額を見込めるというケースも一部見受けられたため、適切な整理予算の処理をすべきである。

財政構造の弾力性を示す經常収支比率は94.3%で、前年度より4.8ポイント増加しており、この指標が近年上昇傾向にあることから財政の硬直化が進んでいる。

一般会計の実質収支額は黒字であるが、国民健康保険特別会計決算は、徴収率が上昇しているにもかかわ

減らそうと努力中！

らず82,135,193円の赤字である。本年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は13,622,283円の黒字にはなったものの、3年連続繰上充用が行われた。今後も赤字運営を強いられる懸念があることから、平成28年度には限度額の見直し、翌年度以降においては更なる限度額及び税率の見直し等、抜本的な赤字対策を望むものである。

町長への総括質疑にお うは、

①監査委員による平成28年度決算審査意見書の審査結果意見に記載されている補助金等の交付について、申請金額の積算、実績報告書の検証及び定期的な見直しの指摘がされているが、特に全額国からの交付金による事業における今後の対応策について伺いたい。

②入札執行及び契約事務の取扱いについて、より適切な事業者選考を行うことについて町の考え方を伺いたい。

③平成27年度決算審査特別委員会の報告書に、年度末の整理予算等の質疑に対し、町長から「きめ細やかな予

算の執行整理と、予算に対し目配せ、気配りのできる組織体制にしていく」と答弁しているが、平成28年度の予算執行不用額は約230,000千円となっており、平成27年度と比べ14,000千円ほどの減額にしかなくなってはいない。このことについて町の考え方を伺いたい。

という質疑に対し、
①監査委員の意見書に記載されている事項については、その団体の事業報告及び決算書の検証を行い、その補助金額が妥当なものかどうかなど、速やかに事業内容の精査を行うよう指導する。特に全額国からの交付金である、「ICTを活用した南北海道版DMO広域観光推進事業委託料」の中で、什器等借上料としては、契約書において平成28年7月14日から平成29年3月13日まで、の賃貸借期間であり、七飯大沼国際観光コンベンション協会が契約に違反していることがあれば直ちに是正していききたい。

今回の委託料における全ての契約、購入等の書類については、町において詳細に調査し、書類に不備があるところについても是正し

ていきたい。

なお、受託者である七飯大沼国際コンベンション協会に対し契約事務の厳格化に努めるよう厳重に指導すると共に、担当部署において、町が発注者であるという認識が薄かったことを深くお詫び申し上げ、今後は、強く部課長へ指導していく。

②入札においては、競争入札参加資格審査申請に基づき、入札参加資格者名簿を作成し、その名簿に登録された者から、指名業者を選考しているが、その選考においては、今後も十分精査し限られた職員数ではあるが、専門的職員の配置について検討したいと考えている。また、国からの交付金による受託者に対しては、契約業務における事業者選考に当たっては、公正公平な選考過程の明確化や地元業者の活用をおこない、地元発注・地元調達・地元雇用を指導しておりましたが、改めて強く指導をしていく。

③部課長会議において、予算の執行状況に基づき年度途中でも不用額が明らかに生ずるものは、整理予算前でも減額補正することを前提にしつつ、予期しない修繕などについては予算執行残で対応することもあるこ

とから、十分精査しながら予算の執行整理に努めるように指示してきた。

その指示に基づき、執行整理を行い例年1月下旬に決算見込みに基づき整理予算をしている状況ではあるが、十分精査されていない担当課もあつたことから、部長及び課長並びに係長の連携をより一層密にし、引き続き予算の適正な執行に努力する。

と答弁があつた。

以下、会計ごとの審査結果については、次のとおりである。

審査の結果

平成28年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定 について

本会計の実質収支額は、204,086,172円と黒字であるが、本年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は19,912,353円の赤字、これに財政調整基金積立金130,000,000円を加え、基金取り崩し額230,000,0

00円を差し引いた実質単年度収支額は119,912,353円の赤字である。

歳入は、町財政の根幹をなす町税の収入済額は2,785,970,487円と前年度より192,997,505円(7.4%)増加している。増加の主な要因は、北海道新幹線開業に伴う函館新幹線総合車両所の立地に伴い固定資産税(家屋分)等が増加したことによるものである。

また、収入未済額は、町税で72,261,899円と前年度より8,937,560円(△11.0%)の減少、歳入全体でも108,279,792円と前年度より22,209,269円(△17.0%)減少していることから、収納対策が善処されているものと評価できる。

引き続き財政の安定性を図るため、町税をはじめとする税負担の公平性を期するうえからも悪質滞納者には厳しく対処し、継続的な収納対策に努めていただきたい。

国庫支出金は、前年度と比較して299,156,444円(18.0%)増加しているが、これは民生費(社会保障費)国庫補助金及び土

木費(道路橋りょう費、河川費、都市計画費)国庫補助金の増加によるものである。

その他の歳入は、分担金及び負担金、財産収入などが減少したものの、自主財源が増加したことにより、依存財源比率が65.6%と前年度より0.6ポイント減少している。

次に、歳出は、予算現額13,990,633,000円に対し、支出済額は12,494,803,296円であるが、翌年度繰越額1,266,536,000円があるため、不用額は229,293,704円となっている。

翌年度繰越額を含めた執行率は98.4%とほぼ予算どおり執行されている。

しかし、決算時不用額は、扶助費、光熱水費、除雪委託料、各種予防接種委託料等のように年度末まで減額が見込めない経費もあるが、工事請負費やその他契約業務における入札執行残などにおいては、確実に減額を見込めるというケースも一部見受けられたため、今後はより精度の高い整理予算の処理をすべきである。以上、本会計については、単年度収支額は昨年度に引き続き赤字ではあるが、実

質収支額は黒字であり、概ね予算に沿って事務事業が執行されたと認められることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

平成28年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入は、前年度と比較して149,817,902円(△3.6%)の減少となっており、主に療養給付費等交付金、前期高齢者交付金などが減少している。

歳入のうち、国民健康保険税は、前年度と比較して一世帯あたりの税額(現年度分)が7,398円増加(現年度分)が5,794円増加したことなどから、限度額の見直し等による効果が反映されたものと判断できる。

さらに滞納者への納税相談や差押えなどの取組により、収納率は89.4%で前年度と比較して2.7ポイント上昇している。

また、不納欠損額は6,216,149円で前年度と比較して5,487,845

円(46.9%)の減少、収入未済額は71,009,232円で前年度と比較して16,421,547円(18.8%)の減少であり、収納強化が図られている。

歳出については、保険給付費、後期高齢者支援金等及び諸支出金などが減少していることなど、前年度と比較して163,440,185円(△3.8%)減少している。

本年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は13,622,283円の黒字ではあるが、徴収率が上昇しているにもかかわらず82,135,193円の赤字であり3年連続繰上充用が行われた。

町では平成35年度までに赤字の解消をすとしていくが、平成30年度から北海道との共同運営となり、今後も赤字運営を強いられる懸念があることから、更なる限度額及び税率の見直し等、抜本的な赤字対策を望むものである。

以上のことを踏まえ、本会計においては適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

平成28年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

本会計の歳入に関し、収入済額は383,678,988円となっており、また、不納欠損額は0であり、収入未済額は6,237,279円(前年度6,447,600円)で、後期高齢者医療保険料現年度及び滞納繰越分の普通徴収分である。

また、歳出において支出済額は377,292,567円で執行率は97.3%となっている。

不用額は10,321,433円で、そのうち8,254,672円が後期高齢者医療広域連合納付金である。以上、本会計は、実質収支額が黒字であり、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

平成28年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

本会計の実質収支額は36,888,149円の黒字であるが、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は21,628,872円の赤字となっている。

不納欠損額は2,506,670円で前年度と比較して314,000円増加しており、収入未済額は16,094,024円で前年度と比較して1,297,850円増加していることから

更なる収納対策の強化を望むものである。

歳入は、支払基金交付金、道支出金などが増加したことにより、前年度と比較して112,716,989円(4.5%)の増加となっている。歳出は、保険給付費などが増加したことにより、前年度と比較して134,345,861円(5.5%)の増加となっている。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の17,265,400円となっている。歳入は、介護予防サー

ビス計画費収入であり、歳出は、保険事業勘定に繰出しされている。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

平成28年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

本会計の実質収支額は5,109,627円の黒字であり、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額も204,071円の黒字となっている。

受益者分担金及び下水道使用料の収入未済額は11,881,000円で、前年度と比較して2,935,575円(△19.8%)減少しているが、下水道事業は主に受益者分担金、下水道使用料並びに一般会計からの繰入金を財源として運営されていることから、より一層収納対策に努めるべきである。

歳入は、使用料及び手数料

料、繰入金などが増加しているものの、国庫支出金、町債などが減少したことにより、前年度と比較して51,476,347円(△0.5%)の減少となっている。

歳出は、公共下水道事業費、公債費が減少したことにより、前年度と比較して51,403,418円(△5.0%)の減少となっている。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

平成28年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

本会計の実質収支額は1,288,686円の黒字であり、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額も30,960円の黒字となっている。歳入は、繰越金の減少により前年度と比較して301,442円(△18.3%)の減少であり、歳出は、土地造成事業費の減少により前年度と比較して332,402

減らそうむロケ!



円(△84.8%)の減少となつている。

以上、本会計は、実質収支額が黒字であることから適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

平成28年度七飯町水道事業会計決算認定について

営業収益411,086,500円と営業外収益62,502,363円の合計額473,588,863円から、営業費用394,042,401円と営業外費用52,707,206円の合計額446,749,607円を差し引いた経常利益は26,839,256円である。

経常利益に、特別利益の935,000円を加え、災害による損失及び水道料金の過年度損益修正損である特別損失1,945,968円を差し引いた25,828,288円が当年度純利益となり前年度繰越利益剰余金69,240,016円と合わせた95,068,304円が当年度未処分利益

剰余金となる。

「七飯町水道事業の剰余金の処分等に関する条例」第2条の規定により減債積立金に6,000,000円、建設改良積立金に20,500,000円を積み立て、処理後の繰越利益剰余金は68,568,304円としている。

本会計は、企業努力により利益を生じているものの、公共サービスの提供を受けている住民の公平性を堅持するためにも未収金の圧縮に努めるべきである。

本年度も未納者への給水停止処分を引続き実施しているところであり、その結果水道料金の未収金は56,888,980円となり、対前年比5.2%減少する結果となった。今後も未納額が膨らまないうちに早めの徴収を行い、悪質な滞納者に対しては、給水停止処分など厳しく対処することを引き続き望むものである。

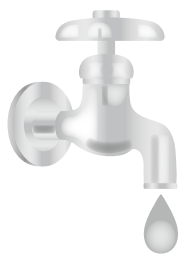
また、平成28年度の建設改良費は、水道施設費の委託料(工事設計委託6件)13,154,400円、施設改良費(工事請負費12件)120,672,720円、施設費(取替用定量水器購入費等)43,453,620円合わせて177,280,7

40円であった。

企業償還金は115,969,783円で前年度に比べ5,628,025円(5%)の増加となっている。水道事業は、給水人口の減少や町民・企業の節水意識が高まるなか、水道施設の更新や老朽管の布設替など、今後においては設備投資が必要となつていくこと

から大変厳しい状況にある水道事業を取り巻く状況認識のため、将来必然的コストと収益的バランスにおける推計調査を実施するなど、健全運営化に向けた事業対策を行つていただき、安全安心、安定的な水の供給に取り組まれることを望むものである。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、また、水道事業の施設整備及び適切な維持管理を行い、充実した安全な水の供給を図り住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定した。



会計名		決算額		歳入歳出差引額	繰越明許費 繰越額	実質収支額
		歳入総額	歳出総額			
一般会計		12,906,248,468	12,494,803,296	411,445,172	207,359,000	204,086,172
特別会計	国民健康保険	4,059,817,887	4,141,953,080	△82,135,193		△82,135,193
	後期高齢者医療	383,678,988	377,292,567	6,386,421		6,386,421
	介護保険	2,608,860,471	2,571,972,322	36,888,149		36,888,149
	下水道事業	974,101,552	968,946,925	5,154,627	45,000	5,109,627
	土地造成事業	1,348,086	59,400	1,288,686		1,288,686
水道事業	収益的収支	505,414,951	467,318,502	38,096,449		38,096,449
	資本的収支	120,746,278	293,250,523	△172,504,245		△172,504,245

平成29年 定例会・臨時会出席状況一覧表

	開会日	横田	川村	小松	上野	平松	畑中	中島	佐野	木下	青山	長谷川	川上	池田	坂本	中川	田村	神崎	坂田
		有一	主税	義光	武彦	俊一	静一	勝也	史人	敏	金助	生人	弘一	誠悦	繁	友規	敏郎	和枝	邦彦
第2回臨時会	7月31日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第3回定例会	9月6日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月7日	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月8日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月21日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※凡例 ○=出席、×=欠席、△=遅参・早退・中座、公=公務、忌=忌引